

郵政改革推進室 ヒアリング資料

平成21年12月11日
生命保険協会

1. 官業時代の簡保事業に対する問題認識

簡易生命保険と民間生保との競争条件の不整合

- 国営事業として、一定の事業制限のもと、民間と競合することなく、「民業を補完する」目的(*1)で事業を開始
- 官業の特典を背景に事業拡大を進め、簡易保険単独で生保業界全体に匹敵(郵政公社発足当時・総資産で全生保累計対比約9割)する程度まで、その規模を拡大し、民間生命保険と市場で競合した。
- その結果、以下の問題点が顕在化し、生命保険協会ではその問題の解決を訴えてきた。

簡易保険事業の特典

項目	内容
政府保証	保険金支払等に対する政府保証
監督官庁	事業者と監督者が実質的に同一
業務範囲	保険、貯金、郵便の三事業兼営(営業面、コスト面で兼営メリットを享受)
税負担	法人税、住民税、事業税、固定資産税等の納付を免除

簡易保険事業の制約

加入限度額制限	順次拡大
販売保険種類の制限	
資産運用対象の制限	

(* 1) 簡易保険業の設立趣旨
○ 衆議院本会議「簡易生命保険法案」提案理由説明
(大正5年2月8日箕浦通信大臣)
「普通保険の及ばざる所を補ふということが最も大切なことである。…決して普通保険と競争するものではない。」

肥大化の結果として顕在化した問題点

①健全な生保市場の発展の阻害

- ・有利な競争条件を有したまま、民間生保と同一市場で競合し、公平・公正な競争原理に基づく生命保険市場の健全な発展を阻害

②効率的な金融市場の形成の阻害

- ・運用資産の約8割を、国・政府関係機関・地方公共団体等の公的部門に資金提供しており、偏った運用が効率的な金融市場の形成を阻害

③潜在的な国民負担の発生

- ・諸税の納付を免除された額は、例えば平成14年までの10年間で2.4兆円に上ると試算される
- ・その間、民間生保は、合計で約6兆円を納税

2. 官業時代における簡保事業の民業への影響①

民間生保との競合

- 加入限度額の引き上げや新商品の発売・サービスの実施など制度内容の充実を図り、民間生保が主力としている保障性商品の市場へ進出した。
- 「民業の補完」という趣旨から離れて、民業と競合しながらその影響力を拡大し、民業を圧迫した。

商品拡大(民間追随)の状況

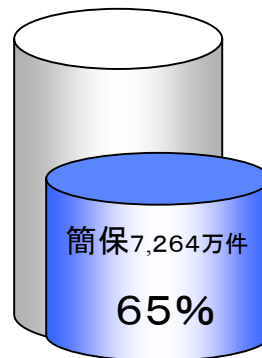
保険種類	発売年	
	民間保険	簡易保険
養老保険	明治14年	大正5年
終身保険	明治14年	大正5年
こども保険	昭和24年	昭和46年
定期付養老保険	昭和34年	昭和39年
年金保険	昭和34年	大正15年
定期保険	昭和37年	昭和49年
定期付終身保険	昭和43年	平成16年
財形保険	昭和50年	昭和51年
生存給付金付養老保険	昭和51年	昭和60年
介護保険	昭和60年	昭和63年
養老保険※	平成10年	平成12年

※ 軽度の疾病等でも告知で加入可能な保険。簡易保険種類名は「特定養老保険」

契約件数・収入保険料・総資産の比較

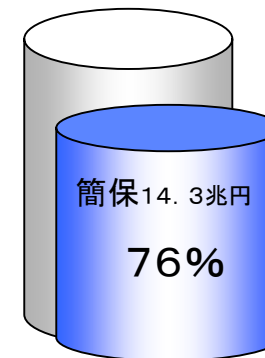
【契約件数】

全生保 11,101万件



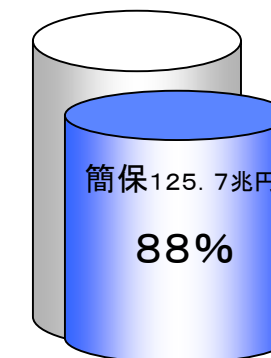
【収入保険料】

全生保 18.9兆円



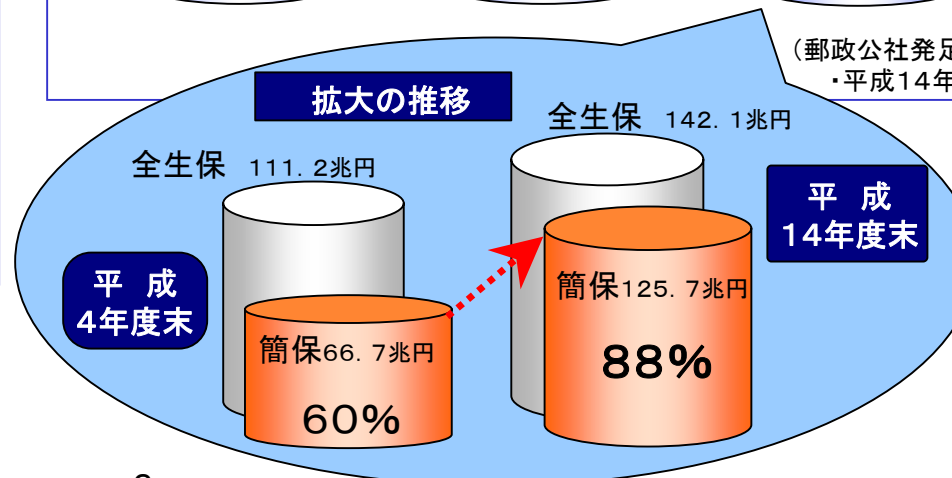
【総資産】

全生保 142.1兆円



(郵政公社発足当時
・平成14年度実績)

拡大の推移

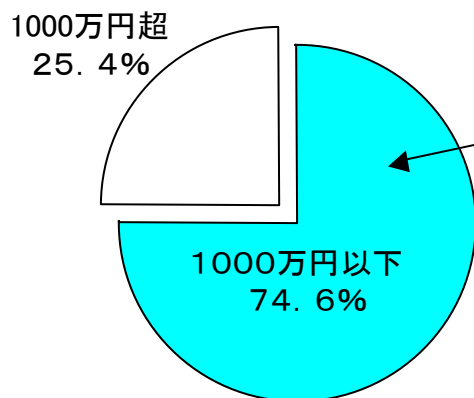


2. 官業時代における簡保事業の民業への影響②

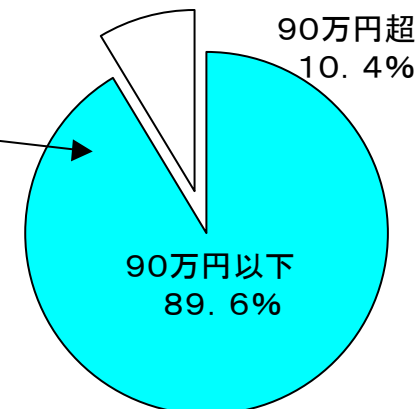
同一市場での競合状況

- 平成14年度末、郵政公社発足当時の民間生保の新契約について、個人保険の75%、個人年金の90%が簡易保険の限度額の範囲内で競合。

民間生保の保険金額別
新契約状況（件数占率）



民間生保の年金額別
新契約状況（件数占率）



簡保と競合する民間生保の新契約
 ＜保険金額＞ 1000万円以下
 ＜年金額(年額)＞ 90万円以下

簡保の限度額以下の保険・年金も民間生保ですでに十分に提供している。

【民間生保 新契約金額別件数占率(平成14年度)】

簡易保険における租税等の免除額(試算)

事業税等(*1)	13,072億円
法人税・住民税等(*2)	11,067億円
合計	24,139億円

<参考>

保護機構負担金(*3)	922億円
-------------	-------

(平成5～14年度合計)

※生命保険協会試算(郵政公社発足当時)

*1: 事業税・固定資産税・印紙税・地価税等、経常費用としての税金

*2: 簡保余剰金から事業税等及び保護機構負担金を差引き算出した税引前利益をもとに試算

*3: 簡易保険が上乗せで保護機構へ拠出するとした場合の負担金額(H10～14年度合計)

3. 生命保険協会が行ってきた主張

郵政民営化における生命保険協会の主張(平成16年2月)

- 簡保事業は既に役割を終えており、本来的には「縮小・廃止」すべき
- 仮に「民営化」される場合には、官業としての特典を全廃するとともに、民間生保との間で競争条件を完全に同一化することが必要

主張	具体的内容・理由	現状
「縮小・廃止」	・簡保事業によらないと提供出来ない商品・サービスは存在しない ・簡保加入動機の調査において「近くに民間生保等がない」ことを理由に挙げたのは0.3%(*1)であり、加入に際して店舗の存在に対する意識は薄く、民間生保において十分代替可能	民営化法に基づき平成29年までに民営化することとされた。
競争条件の完全同一化	・官業特典などを全廃	保険業法適用等により措置
同一ルールの適用	・政府保証廃止、納税・保護機構加入義務化、保険業法による監督	分社化により措置
三事業分離	・事業間のリスク遮断徹底の観点から、機能毎に分離・独立すべき	管理機構の設置、分社化により措置
新旧分離	・リスク遮断の観点から分離の上、利益は既契約者に還元すべき ・顧客情報の厳格管理(新契約への流用防止)が必要	29年までに段階的に処分(民営化法第7条)
政府保証の解消	・暗黙の政府保証である政府出資を早期に完全に解消	民営化に関する状況に応じ、緩和を検討(順次拡大)
業務拡大	・競争条件の完全同一化までは、商品種類を拡充すべきでなく、加入限度額も維持するだけでなく、引き下げるべき	

(*1)生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」平成15年12月

民営化後の生命保険協会の主張(平成21年3月)

- かんぽ生命による新規業務の認可に当たっては、次の点が措置されることが必要である旨主張
 - ①同種の業務を営む事業者との適正な競争関係を阻害しないための「公正な競争条件の確保」
 - ②お客さま保護の観点からの「適切な態勢整備」

4. 郵政改革に対する認識・要望

閣議決定（郵政改革の基本方針）

平成21年10月20日

郵政事業の抜本的見直し（郵政改革）については、国民生活の確保及び地域社会の活性化等のため、日本郵政グループ各社等のサービスと経営の実態を精査するほか、以下によるものとして検討を進め、その具体的な内容をまとめた「郵政改革法案」（仮称）を次期通常国会に提出し、その確実な成立を図るものとする。

1. 郵政事業に関する国民の権利として、国民共有の財産である郵便局ネットワークを活用し、郵便、郵便貯金、簡易生命保険の基本的なサービスを全国あまねく公平にかつ利用者本位の簡便な方法により、郵便局で一体的に利用できるようにする。
2. このため、郵便局ネットワークを、地域や生活弱者の権利を保障し格差を是正するための拠点として位置付けるとともに、地域のワンストップ行政の拠点としても活用することとする。
3. また、郵便貯金・簡易生命保険の基本的なサービスについてのユニバーサルサービスを法的に担保できる措置を講じるほか、銀行法、保険業法等に代わる新たな規制を検討する。加えて、国民利用者の視点、地域金融や中小企業金融にとっての役割に配慮する。
4. これらの方策を着実に実現するため、現在の持株会社・4分社化体制を見直し、経営形態を再編成する。この場合、郵政事業の機動的経営を確保するため、株式会社形態とする。
5. なお、再編成後の日本郵政グループに対しては、更なる情報開示と説明責任の徹底を義務付けることとする。
6. 上記措置に伴い、郵政民営化法の廃止を含め、所要の法律上の措置を講じる。

郵政改革の基本方針に対する当会の認識

○当会がこれまでに問題意識を表明して解決が図られてきた、国営事業時代の特典（政府保証・三事業兼営・租税負担の減免・民間と異なる監督規制等）が復活し、民間生保と同一市場で競合するような制度となるのであれば、健全な生命保険市場発展の阻害要因となりかねない。

郵政改革法案において配慮いただきたいこと

- ① **かんぽ生命が今後も民間生保と同一市場で競合するのであれば、「公正な競争条件を確保」すること**
- ② **「公正な競争条件の確保」「適切な態勢整備」が実現しないのであれば、保険金額の限度額引上げをはじめとする業務範囲の拡大を認めないこと**

「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等
に関する法律案」の可決にあたって

平成21年12月4日
生命保険協会
会長 佐藤 義雄

本日、「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案」が臨時国会において可決されました。郵政事業の抜本的な見直しについては、今後、その具体的な内容が政府において検討され、郵政改革法案がとりまとめられることになりますが、郵政改革に係る当会の考え方について、以下の通り表明いたします。

当会はかねてより、郵政民営化（簡保事業の民営化）にあたっては、公正かつ自由な民間の生命保険市場に吸収・統合し、活力ある経済社会の実現につなげ、国民の利益を増大させることが必要であるとの認識でおります。この実現のためには、同種の業務を営む事業者との適正な競争関係を阻害しないための「公正な競争条件の確保」が前提であるとの認識が変わるところはありません。

今般の郵政民営化の見直しについては、その趣旨が「国民生活の確保及び地域社会の活性化」にあるものと存じますが、見直しの前提には「国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与すること」との基本理念が変わることなく存在するものと考えます。

当会としては、今後検討される法案の中で、かんぽ生命と民間生命保険会社との公正な競争条件が確保されなければ、生命保険市場の健全な発展を阻害するものとして認識しております。従いまして、「公正な競争条件の確保」および引受・支払やコンプライアンス等の「適切な態勢整備」が実現しないのであれば、かんぽ生命における保険金の限度額の引上げをはじめとする業務範囲の拡大は、認められるべきではないと考えております。

今後、政府による具体的な検討においては、上述の基本理念に鑑み、かねてからの当会の主張である「公正な競争条件の確保」に引き続き配慮いただきたいと考えます。

あわせて、当会を含む事業者の意見聴取、国民からの意見募集等、透明性の高いプロセスを経たうえでの慎重な検討が行われることを要望いたします。

以 上

本件に関するお問い合わせ先

生命保険協会 企画部 駒田・吉岡 TEL 03-3286-2651

広報部 田辺・鍛冶 TEL 03-3286-2714

◎ このニュースは、ホームページでもご覧になれます。 <http://www.seiho.or.jp/>